

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00035</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成 13 年 10 月 31 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 1 月 22 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 2 月 1 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 3 月 19 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 8 月 5 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 3 月 14 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 12 月 26 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 4 月 1 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 4 月 16 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 9 月 16 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 3 月 20 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 11 月 29 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 6 月 21 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 9 月 21 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 20 年 3 月 21 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 21 年 9 月 29 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>第 4 条 銀行は、前条に規定する約定に基づいて手形上の権利を行使して回収した金額があるときは、その金額から約款第 26 条の規定により日本貿易保険に納付すべき金額及び銀行の損失に充当すべき金額を控除した残額を振出人に返還すること。</p> <p>第 4 条の 2 <u>外国からの貨物を関税法(昭和 29 年法律第 61</u></p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00035</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成 13 年 10 月 31 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 1 月 22 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 2 月 1 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 3 月 19 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 8 月 5 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 3 月 14 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 12 月 26 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 4 月 1 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 16 年 4 月 16 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 17 年 9 月 16 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 3 月 20 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 18 年 11 月 29 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 6 月 21 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 9 月 21 日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成 20 年 3 月 21 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>第 4 条 銀行は、前条に規定する約定に基づいて手形上の権利を行使して回収した金額があるときは、その金額から約款第 26 条の規定により日本貿易保険に納付すべき金額及び銀行の損失に充当すべき金額を控除した残額を振出人に返還すること。</p> <p>第 4 条の 2 <u>外国からの貨物を関税法第 62 条において準用す</u></p>	

<p><u>号)において税関長の承認を受けて保税工場に移入れしたと日本貿易保険が認める貨物の輸出において、当該貨物の代金の回収のために振り出された荷為替手形は、約款第2条第1項に規定する荷為替手形に該当するものとする。</u></p> <p>第5条 ~ 第51条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p> <p>(別紙) (略) 別表 (略) 別紙様式第1 (略) 別紙様式第2 (略) 別紙様式第3 (略) 別紙様式第4 (略) 別紙様式第5 (略) 別紙様式第6 (略)</p>	<p><u>る同法第43条の3第1項の規定に基づく税関長の承認を受けて保税工場に移入れした貨物の輸出において、当該貨物の代金の回収のために振り出された荷為替手形は、約款第2条第1項に規定する荷為替手形に該当するものとする。</u></p> <p>第5条 ~ 第51条</p> <p>(別紙) (略) 別表 (略) 別紙様式第1 (略) 別紙様式第2 (略) 別紙様式第3 (略) 別紙様式第4 (略) 別紙様式第5 (略) 別紙様式第6 (略)</p>	
---	--	--